

# ○印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の級区分を定める規程

平成14年3月22日

訓令第2号

改正 平成18年3月31日 訓令第2号 平成22年3月29日 訓令第2号

令和3年3月31日 訓令第3号

印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合規則第7号）第3条第2項の規定により職員の級区分を別表のとおり定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の級区分を定める規程の廃止）

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の級区分を定める規程（印旛郡市広域市町村圏事務組合平成12年訓令第2号）は廃止する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第3号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

## 級 別 職 務 区 分 表

### イ 行政職給料表級別職務区分表

7 級	局長 次長 参事 技監
6 級	課長 主幹
5 級	課長補佐 副主幹
4 級	係長 主査
3 級	主査補
2 級	主任主事 主任技師
1 級	主事 技師